

## 共済預金からのお知らせ

共済組合では、平成26年4月1日以降に新たに開設する共済預金口座から、副印鑑(通帳表紙裏面に貼付しているお届印)の貼付を原則廃止するとともに、既に副印鑑が貼付された通帳をお持ちの方については、希望により副印鑑の取外しができるものとしております。

なお、副印鑑の貼付がない通帳で、口座開設店以外の窓口で共済預金の払戻しを希望する場合、払戻しまでに数日を要することとなりますので、本組合の入学貸付などで臨時にお金を必要とする場合にはご注意ください。

また、副印鑑を新たに貼付することもできますので、詳しくは福祉課または埼玉りそな銀行県内各支店までお問い合わせください。

